

# 見守り 新鮮情報

突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐに

コンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。再度2万円分購入してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。

(60歳代 女性)



## 偽警告表示 プリペイド型電子マネーで 支払わせる手口に注意

### ひとこと 助言

番号を  
伝えないで



見守るくん

- プリペイド型電子マネー(以下「電子マネー」という。)での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。
- カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。
- セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。
- 対処に困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン188)や、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したり、IPAのホームページを参考にしたりしましょう。

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 情報セキュリティ安心相談窓口

電話：03-5978-7509

受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00 土曜日曜日・年末年始は除く

メールアドレス：an shin@ipa.go.jp

# こんな消費トラブル、ありませんか？

✓ チェックしてみましょう

- トイレが詰まり慌てて修理を依頼したら、思いがけず高額だった
- 「お試し」「1回だけ」のつもりで申し込んだが、定期購入になっていた
- ネットで買い物したが商品が届かず連絡もできなくなった
- クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった
- 行政職員を名乗り「還付金があるから口座番号を教えてほしい」と電話がかかってきた

上記以外にも、困った時や不審に思うことがあったら

鎌倉市  
消費生活センターへ  
ご相談ください

鎌倉市役所本庁舎 1階 44番窓口  
0467-24-0077 (直通)

【対象者】 鎌倉市内に在住、在勤、在学の方  
【相談日】 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)  
【相談時間】 午前9時30分から午後4時まで  
【相談方法】 電話または来所

土日祝日のご相談は、  
消費者ホットライン  
(局番なし)188へ

メールでの相談は、  
かながわ中央  
消費生活センターへ

